

様式第1号（第3条関係）

31松（教子）485号

令和2年2月7日

（宛先）松山市監査委員

松山市教育長 藤田 仁 印

令和元年度 財政援助団体監査結果報告に基づく措置通知書

令和2年1月10日付松監第67号の財政援助団体監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第12項の規定等により通知します。

所管部課 教育委員会事務局 文化財課	所管課長氏名 渡部 浩典
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
「まつやま子規亭」開催負担金 ・前金払の報告について この事業の負担金は実施前に支出し前金払扱いとなるため、用件終了後、松山市財務会計規則第80条第2項に基づき会計管理者に報告することとなっているが、報告されていない状況が見受けられた。前金払をしたときは規則に基づき報告されたい。	「まつやま子規亭」開催負担金 ・前金払の報告について ご指摘いただいたあと、直ちに松山市財務会計規則第80条第2項に基づき、会計管理者へ報告しました。 今後は、松山市財務会計規則に基づいた適正な事務処理を行います。

（宛先）松山市監査委員

松山市長 野志 克仁 印

令和元年度 公の施設の指定管理者監査結果報告に基づく措置通知書

令和2年1月10日付松監第67号の公の施設の指定管理者監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第12項の規定等により通知します。

所管部課 産業経済部 道後温泉事務所	所管課長氏名 重谷 治
措置の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない
指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>道後温泉別館・椿の湯</p> <p>①事業報告書等の提出について 基本協定書第28条に規定されている事業報告書にあっては毎年度終了後2か月以内、四半期別報告書にあっては毎四半期終了後翌月15日までを期日として提出することが義務付けられているが、期日を過ぎて提出されている状況が見受けられた。 担当課においては、基本協定に基づき期日までの提出について指導されたい。</p> <p>②事業報告書の収支報告について 基本協定書第28条に規定されている事業報告書のうち、指定管理料の支出状況の報告に一部誤りがあり、そのため基本協定書第26条に規定されている指定管理料の精算額に誤りが見受けられた。 事業報告書は、指定管理料の算定の資料となる重要な報告であることから、担当課は提出された書類について必ず関係書類と照合し、数値が適正であることを確認するとともに、指定管理者に対し正確な報告を行うよう指導されたい。</p>	<p>道後温泉別館・椿の湯</p> <p>①事業報告書等の提出について 事業報告書等の提出については、月末の経理処理の方法の見直しを図り、期日までの提出を徹底するよう指導した。 今後は、基本協定等に従い適切な事務処理に努める。</p> <p>②事業報告書の収支報告について 基本協定書第28条に規定されている事業報告書の支出状況の報告について、再度、提出された書類と関係書類を全て照合し、一部誤りの原因箇所を解明した。今後は、正確な報告を行うよう指定管理者に指示した。 その後、基本協定書第26条に規定されている指定管理料の精算について、指定管理者に対し適正な処理を指示し、精算を確認した。今後は、適切な経理処理と正確な報告を行うよう指定管理者に指導した。 また、担当課としても今後は、関係法令及び基本協定等に従い、適切な事務処理に努める。</p>

③貸付備品の管理について

指定管理者への貸付備品について、貸付備品を規定した基本協定書の「別表2」、備品台帳及び備品を照合調査したところ、一部に数量の不一致や備品シールの貼付のない状況が見受けられた。

貸付備品については、別表として基本協定書に記載することとされており、市の財産を貸し付けるという重要な事項であることから、担当課においては、貸付備品を再度確認し、基本協定や備品台帳について所要の整備を図られたい。

③貸付備品の管理について

貸付備品の管理については、直ちに備品の総点検を実施し、備品数や設置場所、備品シールの貼付状況などを確認し、備品台帳の整備を行った。

また、備品の廃棄処理や備品シールの貼付の漏れがないよう、適切な処理を指定管理者に指導するとともに、担当課においても年度末に再度、全ての備品の確認を行うこととした。

今後は、関係法令等に従い適切な事務処理に努める。